

公的医療保険制度に関する記載は2022年10月現在の制度にもとづき、制度の一部を抜粋しております。今後、制度の変更により取り扱いが変更となる場合があります。

## ① 医療費自己負担割合 医療機関や薬局の窓口で支払う医療費の自己負担割合は、1割～3割です！

年齢および所得による区分	自己負担割合	
小学校入学前	2割*2	
小学校入学後～69歳以下	3割	
70歳以上74歳以下	現役並み所得者*3	3割 一般の方 2割または1割*4
75歳以上	現役並み所得者*5	3割 一般の方 2割*6または1割

公的医療保険制度は病気やケガの治療により医療機関にかかったり、入院や手術をするときに医療費の一部を保障してくれる制度です。年齢・所得によって医療機関などでの自己負担割合は1割～3割になります\*1。

## ② 高額療養費制度 高額療養費制度は、医療機関や薬局の窓口で支払った医療費(保険診療分)の自己負担額が限度額を超えたときに、超えた金額が支給される制度です。直近の12か月間に、既に3回以上高額療養費の支給を受けている場合(多数回該当\*7の場合)には、4回目以降自己負担限度額が軽減されます。年齢・所得によって自己負担限度額は異なります。

所得区分		69歳以下の方	
		1か月の自己負担限度額	
		外来・入院(世帯単位)*8	多数回該当*7の場合
年収約1,160万円～	健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
年収約770万円～約1,160万円	健保：標準報酬月額53万円～79万円 国保：年間所得600万円超～901万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
年収約370万円～約770万円	健保：標準報酬月額28万円～50万円 国保：年間所得210万円超～600万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
年収 ～約370万円	健保：標準報酬月額26万円以下 国保：年間所得210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税の方		35,400円	24,600円

所得区分		70歳以上74歳以下の方			
		1か月の自己負担限度額			
		外来・入院(世帯単位)*8	外来(個人ごと)	多数回該当*7の場合	
現役並み所得者	年収約1,160万円～	標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	
	年収約770万円～約1,160万円	標準報酬月額53万円以上 課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	
	年収約370万円～約770万円	標準報酬月額28万円以上 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	
一般	年収156万円～約370万円	標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満等	57,600円	18,000円 (年間：144,000円)	44,400円
低所得者	住民税非課税の方	Ⅱ(Ⅰ以外の方)	24,600円	8,000円	(注)多数回該当の適用はありません。
		Ⅰ(年金収入のみで年金受給額80万円以下など)	15,000円		

所得区分		75歳以上の方			
		1か月の自己負担限度額			
		外来・入院(世帯単位)*8	外来(個人ごと)	多数回該当*7の場合	
3割	現役並み所得者	課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	
		課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	
		課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	
2割	一定以上の所得がある方	以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入*9」+「その他の合計所得金額*10」の合計額が ・被保険者が1人 200万円以上 ・被保険者が2人以上 合計320万円以上	57,600円	6,000円+(医療費-30,000円)×10%または18,000円のいずれか低い方 (年間上限：144,000円)	44,400円
1割	一般所得者等	同じ世帯の被保険者全員の課税所得がいずれも28万円未満の場合または上記①に該当するが②には該当しない場合	57,600円	18,000円 (年間：144,000円)	44,400円
低所得者	住民税非課税の方	Ⅱ(Ⅰ以外の方)	24,600円	8,000円	(注)多数回該当の適用はありません。
		Ⅰ(年金収入のみで年金受給額80万円以下など)	15,000円		

\*1 保険診療のみ対象です。市区町村によって補助が異なります。自由診療・先進医療など、公的医療保険の給付対象外の治療の場合は全額自己負担になります。  
\*2 市区町村によっては、医療費を免除する助成制度があります。  
\*3 単身世帯で年収が383万円以上、複数人世帯で年収が520万円以上が目安です。  
\*4 2014年4月2日以降に満70歳の誕生日を迎えた方は2割負担です。  
\*5 課税所得金額が145万円以上で、世帯に医療費窓口負担割合が3割の方がいる場合は、世帯全員が3割負担です。  
\*6 課税所得が28万円以上の方がいる世帯かつ年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯で200万円以上、複数人世帯で320万円以上ある場合は、世帯全員が2割負担です。  
\*7 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。  
\*8 世帯単位とは同じ医療保険制度に加入している家族間のことをいいます。  
\*9 「年金収入」とは、公的年金控除等を差し引く前の金額です。また、遺族年金や障害年金は含みません。  
\*10 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。